

7. 障害福祉サービス等について

障害福祉サービス

障害者総合支援法の施行に伴い、平成 18 年 10 月より障害福祉サービス体系が次のように変わり、自立支援給付と地域生活支援事業が始まりました。

1. 自立支援給付(介護給付) ※介護保険サービスからの給付を優先します。

※ サービスを使いたいという方は、ニーズ整理のため、まずはお住いの地域の障害者相談支援センター（委託相談支援事業所）（3 ページ参照）へご相談ください。なお、計画相談支援のご利用にあたっては指定特定相談支援事業所（5 ページ参照）へご相談下さい。

訪問系サービス

在宅で訪問を受けたり、通所などして利用するサービスです。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	居 宅 介 護 (ホー ム ヘル プ)	自宅で入浴や排せつ、食事などの介助をします。
	重 度 訪 問 介 護	重度の障害があり常に介護が必要な方に、自宅で入浴や排せつ、食事などの介助や外出時の移動の補助をします。
	行 動 援 護	知的障害や精神障害により行動が困難で常に介護が必要な方に、行動するとき必要な介助や外出時の移動の補助などをします。
	重度障害者等包括支援	常に介護が必要な方のなかでも介護が必要な程度が非常に高いと認められた方には、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
	同 行 援 護	視覚障害により移動が困難な方に外出時の移動の補助及び外出先において必要な視覚的情報の支援（代筆・代読を含む）を行います。
訓練等給付	自 立 生 活 援 助	障害者支援施設等から一人暮らしへ移行する障害者の方について、定期訪問や随時の対応により、必要な助言や医療機関等との調整を行います。

平成 24 年 4 月より、児童の通所サービスが児童福祉法に基づく「障害児通所支援」に統一されました。

問合せ 発達支援課 TEL 072-620-1633

日中活動系サービス

入所又は通所施設で昼間の活動を支援するサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	療 養 介 護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護が必要な方に、医療機関で機能訓練や療養上の管理、看護、介護や世話をします。
	生 活 介 護	常に介護が必要な方に、施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
	短 期 入 所 (ショートステイ)	家で介護を行う方が病気などの場合、短期間、施設へ入所できます。

給付の種類	サービスの名称	内 容
訓練等給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	就労を希望する方に、一定の期間、生産活動やその他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労継続支援	通常の事業所で働くことが困難な方に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
	就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障害者の方の生活の課題を把握し、その解決に向けて必要となる支援や企業、関係機関との連絡調整を行います。

居住系サービス

入所施設で住まいの場としてのサービスを行います。

給付の種類	サービスの名称	内 容
介護給付	施設入所支援	施設に入所する方に、入浴や排せつ、食事の介護などをします。
訓練等給付	共同生活援助 (グループホーム)	共同生活の場所で、相談や日常生活上の援助をします。また、必要な方には入浴や排せつ、食事の介護などが受けられます。

障害福祉サービスについては、**サービスに要する費用（食費など実費負担分は除く）の1割が利用者負担**になります。

ただし、負担が大きくなるように、所得に応じた負担上限額(月額)が設けられています。

●18歳以上の方

●18歳未満の方

所得区分	利用者負担上限月額	所得区分	利用者負担上限月額
生活保護受給世帯 (障害者本人及び配偶者)	0円	生活保護受給世帯 (申請者の属する世帯全員)	0円
市町村民税非課税世帯 (障害者本人及び配偶者)	0円	市町村民税非課税世帯 (申請者の属する世帯全員)	0円
市町村民税課税世帯 (障害者本人と配偶者の市町村民税所得割額の合計額が16万円未満)	9,300円	市町村民税課税世帯 (申請者の属する世帯全員の市町村民税所得割額の合計額が28万円未満)	4,600円
市町村民税課税世帯 (障害者本人と配偶者の市町村民税所得割額の合計額が16万円以上)	37,200円	市町村民税課税世帯 (申請者の属する世帯全員の市町村民税所得割額の合計額が28万円以上)	37,200円

サービスを利用する世帯の利用者負担を軽減します。

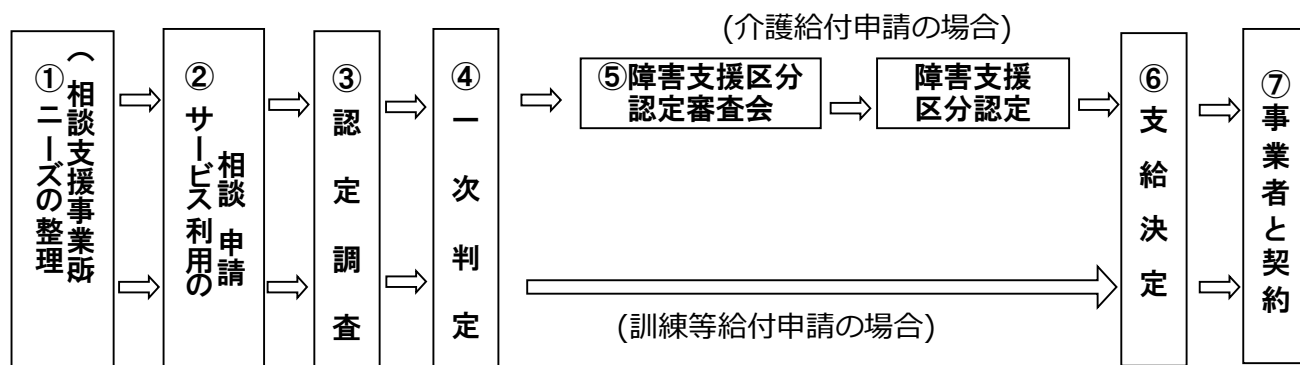
※高額障害福祉サービス費

同じ世帯の中で障害福祉サービスを利用する人が複数いる場合や、介護保険サービス又は児童福祉法に基づくサービスを利用している人が障害福祉サービスを利用した場合など、基準額を超えてサービス利用料を支払った場合に、超過した額を高額障害福祉サービス費として支給します。また、65歳到達前に一定期間にわたって障害福祉サービスを利用していた方が介護保険に移行した際の介護保険サービスに係る利用者負担を高額障害福祉サービス費として支給します。(償還払い方式が原則となります。)

※サービスの組み合わせや課税状況により返還対象とならない場合もあります。また、償還払い方式にて支給しますので事前に障害福祉課へお問い合わせください。

※サービスの種類や所得等により、様々な減免制度があります。

障害福祉サービスの利用までの流れは、次のとおりです。



①(原則)相談支援事業所で困りごと等について相談しニーズの整理を行います。

②障害福祉課窓口で障害福祉サービス利用について相談し必要に応じて申請をします。

障害福祉課から申請者に対して「障害福祉サービス等利用計画案提出依頼書」が交付されます。

③市の認定調査員や地区担当員が訪問調査に伺います。

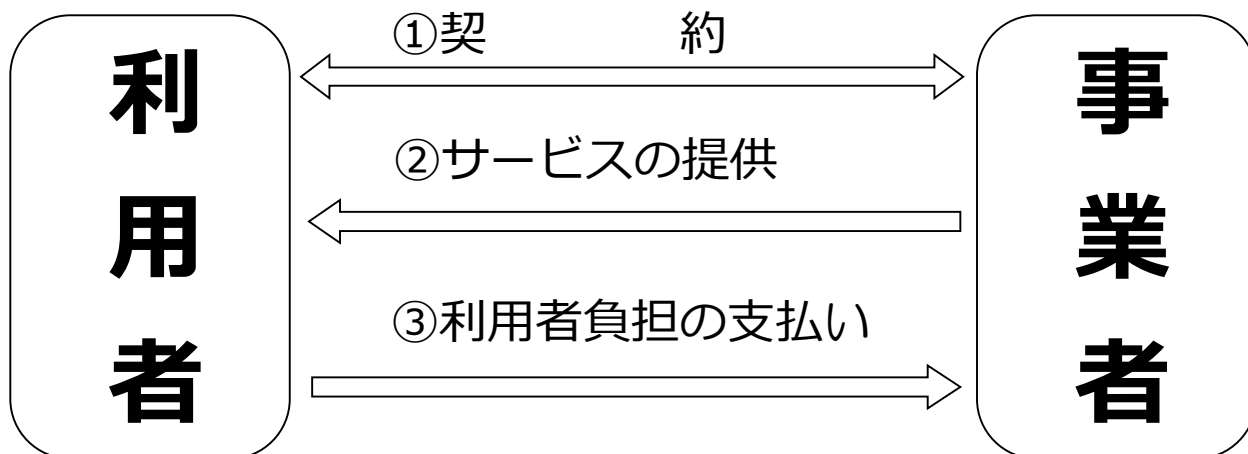
④認定調査の結果をコンピュータにより判定します。

⑤医師意見書や認定調査の特記事項をもとに審査会にかけて、障害支援区分が認定されます。

※障害支援区分とは、障害の多様な特性その他心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを統合的に表す区分で、区分1から区分6まで6段階あります。

⑥障害福祉課に「障害福祉サービス等利用計画案」を提出します。市は本人の利用意向、障害支援区分、「サービス等利用計画案」等を総合的に勘案し必要に応じて支給決定を行い、支給決定通知と受給者証を交付します。

⑦申請者は、障害福祉サービス提供事業者と利用の契約をします。



2. 地域生活支援事業

障害者及び障害児がその有する能力及び適正に応じ、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に実施することが効率的・効果的な事業や、地方分権の観点から、地方が自主的に取組む事業のことです。

※計画相談支援を利用されている場合は指定特定相談支援事業所（計画相談を通じてのサービス調整が可能です。計画相談を利用されていない場合、まずはお住いの地域の障害者相談支援センターで困りごと等の相談（ニーズの整理）をお願いします。（その後、障害福祉課窓口で地域生活支援事業利用について相談し必要に応じて申請をしていただきます。）

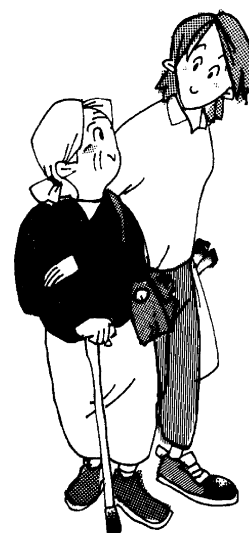
事業	内容
1 相談支援事業	障害者や家族からのさまざまな相談に応じて情報の提供や助言を行います。
2 意思疎通支援事業	手話通訳者や要約筆記*（注1）者の派遣を通じて、聴覚障害のある方の円滑なコミュニケーションを支援します。
3 日常生活用具給付等事業 *（注2）	日常生活を便利に、また、容易にするために必要な物の給付を行います。
4 移動支援事業（ガイドヘルプ） *（注2）	屋外での移動が困難な障害のある人について、外出のための支援を行います。
5 地域活動支援センター事業 Ⅰ型、Ⅱ型、Ⅲ型 *（注3）	創作的な活動や生産活動の機会の提供、社会との交流促進を図るものです。
6 訪問入浴サービス事業 *（注4）	家族等の介護による入浴ができない肢体不自由者等に対し支援を行います。
7 日帰りショートステイ事業 *（注2）	障害者及び障害児の日中における活動の場所を提供し、見守り及び日常生活において必要な支援を行います。
8 入院時コミュニケーション支援事業	意思疎通に支援が必要な障害者が入院時に医療機関とのコミュニケーションを図るための支援を行います。

*（注1）要約筆記とは、話の内容を文字で伝える方法のことです。

*（注2）のサービス利用については、サービスに要する費用の1割が利用者負担になります。

*（注3）Ⅱ型、Ⅲ型のサービス利用については、サービスに要する費用の1割が利用者負担になります。

*（注4）訪問入浴サービス事業については、一回につき800円が利用者負担になります。



地域生活支援事業(相談支援事業、意思疎通支援事業、地域生活支援センターⅠ型事業、入院時コミュニケーション支援事業については無料)はサービスに要する費用の1割が利用者負担になります。ただし、負担が大きくならないように、所得に応じた負担上限額(月額)を設けています。

区 分	利用者負担上限月額 (円)
生 活 保 護 世 帯	0
市 町 村 民 税 非 課 税 世 帯	
市 町 村 民 税 課 税 世 帯	4, 000

サービス支給の流れ

利用申請をされた後、本人や介護者の状況、利用意向等について確認させていただきます。支給決定後、サービスの支給量や利用者負担上限月額を記載した「支給決定通知」及び「受給者証」を利用者へ送付します。

